放課後の子どもたちの居場所づくり事業について

こども家庭部次世代育成課

1 目的

地域の人たちの参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することで、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして実施する。

2 市内各地域での主な実施状況

地域等	活動日等	活動場所等	主な活動等
水窪	火・金(放課後から午後5時くらい)	水窪高齢者交流センター	宿題(書き取り、ドリルなど)、お絵かき、読書、折 紙、工作など
ゆう・おおひとみ		ゆう・おおひとみコミュ ニティセンター	ボランティア2名 (交代で活動) 学習やゲームなど
天竜• 上阿多古	火・金(放課後から午後5時くらい)	清流荘·上阿多古小 運動場他	小学校のグラウンドや、自然の遊び場「さくらの丘」 での遊びが通常の活動。お話会(地域の民話・伝 説・伝統行事について)、おやつ作り。
その他各地区	不定期	各公民館等	折紙・工作の活動、季節の遊び、農業体験、自然 体験、子ども講座等

3 事業の概念図

資料1のとおり

4 事業の内容

次の区分により実施する。

1	事業名	(仮称)放課後子どもたちの居場所 づくり事業	放課後子ども教室推進事業		
	事業区分	市単独事業	国庫補助対象事業		
対 象 地 域		市内全地域	中山間地域等		
対 象 者		全 児 童			
ì	運営団体	地域組織団体等	NPO法人等		
	開設日数	週1日以上	週2~3日		
事	開設時間	「放課後子ども教室推進事業」を基 準として、運営団体が決定する。	平日 14:00~17:00(3時間) 長期休業 9:00~17:00(8時間)		
業	推進委員会	無	有		
内容	スタッフ等	運営スタッフの配置等は、「放課後 子ども教室推進事業」を基準とし て、決定する。	安全管理員、学習アドバイザー、 コーディネーターの配置等は地域の 実情に応じて決定する。		
	開催場所	安全な居場所の確保をする。)			
試行実施時期等		平成25年1月頃から各1箇所			

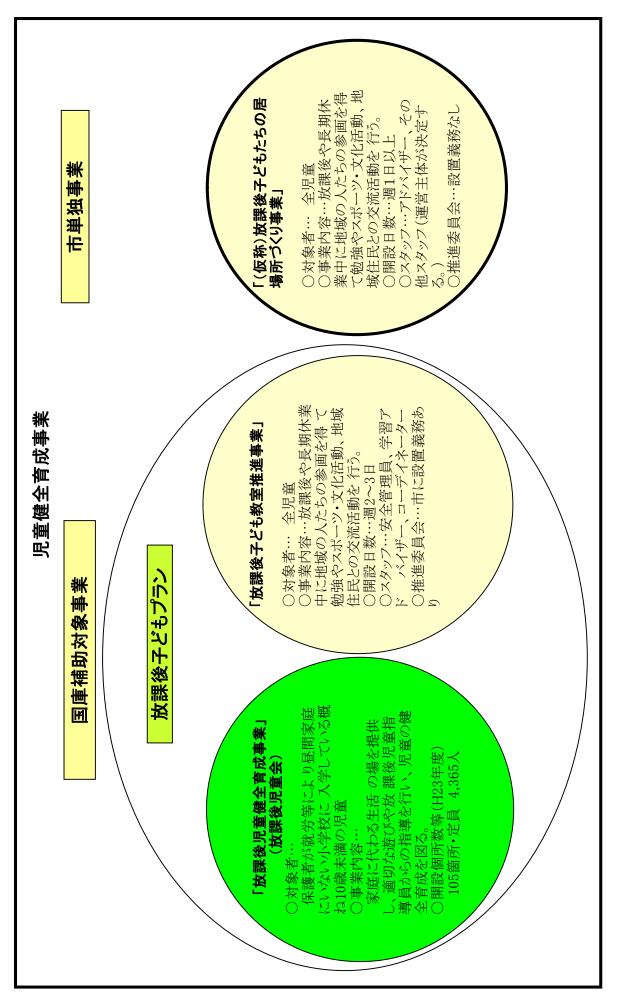
【協議要旨】

◆ 対象地域や事業内容については、地域の実情に合わせた自由度のあるものとし 全学年の児童を対象とした居場所づくりについて検討する。

巡数

「放課後の子どもたちの居場所づくり事業」について

○「放課後子どもプラン」「(仮称)放課後子どもたちの居場所作9事業」との関係概念図



発達障がいのある子どもの支援体制整備(人材育成)について

こども家庭部子育て支援課

保育課

1 目的

発達障がいのある子どもに携わる保育所職員に対し、現在実施している基礎的な研修に加え、基幹的役割を果たす職員を育成する研修を実施することにより、子どもが持つ力を最大限発揮させると共に、職員の研修体制の充実を図る。

2 事業の概要

- (1)基礎研修
- (2)職員研修の体系化
 - 基幹的職員研修を実施し、修了書を発行 (基幹的職員を毎年22名育成)
 - ・発達相談支援センターによる継続した巡回指導を実施

	基 幹 的 職 員 研 修
研修内容	・発達障がいのある子ども及びその保護者への対応、関係機関・地域との連携、コーディネート機能、他の職員への助言や指導ができる知識と技術習得研修、事例検討 など・翌年から 2~3 回/年のフォローアップ研修

(3)公立保育所(22園)での人材育成

各園の職員を基幹的職員として育成することで、発達障がいのある子どもたちの 支援体制を整える。(基幹的職員の指導により、他の職員の育成やモチベーションの 向上が図られる。)

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 28 年度以降、隔年毎
育成人数	22 名	22 名	22 名	22 名

3年間で各園3名の基幹的職員を育成し、全保育所に配置。その後、休・退職や人事異動を考慮し、隔年毎に22名の育成をしていく。

3 課題

・すべての幼稚園・保育園において、発達障がいのある子どもに携わることができる職員の育成

【協議要旨】

- ◆ 基幹的職員の人材育成を進める。
- ◆ 公立保育所だけでなく、私立保育所や公立・私立幼稚園とも連携して研修体制 を検討する。